

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成25年9月18日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

京阪電気鉄道株式会社

代表取締役 加藤 好文

大阪府枚方市岡東町173番地の1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤の森ローズセンター

京都市伏見区深草堀田町10番地の1 他5筆

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び	なし	株式会社光洋
		代表取締役社長 豊田靖彦
		大阪市西区北堀江3丁目12番

住所並びに法人にあっては代表者の氏名		23号 他未定
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1, 429m ²	1, 570m ²
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 23台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 51台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 一 収容台数 0台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 51台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書添付図面記載のとおり 26.43m ³	位 置 届出書添付図面記載のとおり 32.82m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 10時 閉店時刻 20時	開店時刻 7時 閉店時刻 24時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	9時から21時まで	6時30分から翌0時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 3箇所 位 置 届出書添付図面記載	数 5箇所 位 置 届出書添付図面記載

	のとおり	のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	9時から21時まで	6時から22時まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

平成26年5月1日

3 届出年月日

平成25年8月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成25年9月18日（水）から平成26年1月20日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までを除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成26年1月20日（月）

(産業観光局商工部商業振興課)